

超広帯域(Ultra-Wide-Band)無線システムの基準認証制度

-- UWB 無線システムの省令改正案に関する 電波監理審議会の答申と意見募集の結果の公表 --

総務省は、マイクロ波帯を用いた通信用途の UWB 無線システムの技術的条件に関し、平成 18 年 3 月 27 日に情報通信審議会よりの答申受け、同年 5 月 17 日に電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案等について電波監理審議会へ諮問、パブリックコメントにより諮問内容に対する意見募集を実施していましたが、昨日付(7月12日)報道発表として、電波監理審議会の答申及び意見募集の結果が公表されました。

電波監理審議会の答申及び意見募集の結果につきましては下記の総務省のホームページをご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060712_3.html

省令改正案の概要は 2 ページ以降をご覧ください。

弊社では、今回の報道発表を受け、電波監理審議会諮問第 11 号説明資料(平成 18 年 5 月 17 日)に記載されている施行期日(平成 18 年 7 月下旬 公布・施行(予定))の後速やかに証明等業務を開始できるよう準備を進める予定です。

Reference from 「平成 18 年 7 月 12 日付 総務省報道資料」

「平成 18 年 5 月 17 日付 電波監理審議会会長会見資料」

MIC Homepage: <http://www.soumu.go.jp/>

Category: "Radio Law", "UWB", "Specified Radio Facility"

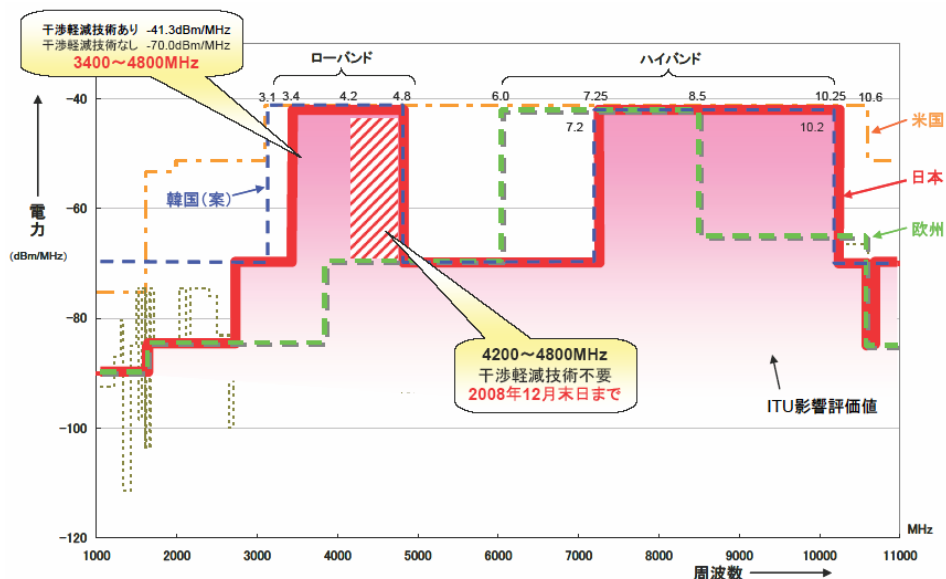
【資料】

UWB 無線システムの省令等改正案の概要 (電波監理審議会会長会見資料より抜粋)

1. 主な技術基準

項目	主な技術基準		
1 使用周波数帯 【施行 第4条の4】 及び 空中線電力 【設備 第49条の27】	周波数帯 (MHz)	平均電力 (dBm/MHz 以下)	尖頭電力 (dBm/50MHz 以下)
	3400 以上 4800 未満* 7250 以上 10250 未満	-41.3 -41.3	0 0
※干渉を軽減する機能を具備していない場合は、平均電力を-70dBm/MHz 以下及び尖頭電力を-64dBm/MHz 以下とする。ただし、4200MHz から 4800MHz までの周波数帯においては、2008年12月31日までの間、干渉を軽減する機能を備え付けなくても使用可能			
2 不要発射の強度の許容値 【設備 第7条】 (別表第3号)	周波数 (MHz)	平均電力 (dBm/MHz 以下)	尖頭電力 (dBm/MHz 以下)
	1600 未満 1600 以上 2700 未満 2700 以上	-90.0 -85.0 -70.0	-84.0 -79.0 -64.0
	10600 以上 10700 未満 11700 以上 12750 未満	-85.0	-79.0
3 空中線の利得 【設備 第49条の27】	0dBi 以下 ただし、等価等方輻射電力が利得 0dBi の空中線に使用周波数帯の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする		
4 通信方式 【設備 第49条の27】	単信方式、複信方式又は半複信方式		
5 混信防止機能 【設備 第9条の4】	識別符号を自動的に送信し、又は受信する機能を有し、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものであること		
6 運用制限 【設備 第49条の27】	屋内利用 ・筐体の見やすい箇所に、屋内においてのみ送信可能である旨表示 ・内部電源を使用するときは、通信の相手方の無線設備が交流電源に接続されていることが確認できた場合のみ電波の発射が可能		
7 送信速度 【設備 第49条の27】	50Mb/s 以上 ただし、雑音又は他の無線システムから受ける干渉を回避する場合を除く。		

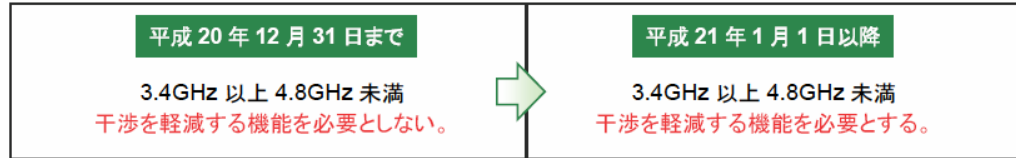
2. 電力レベル



3. 干渉軽減技術に対する経過措置

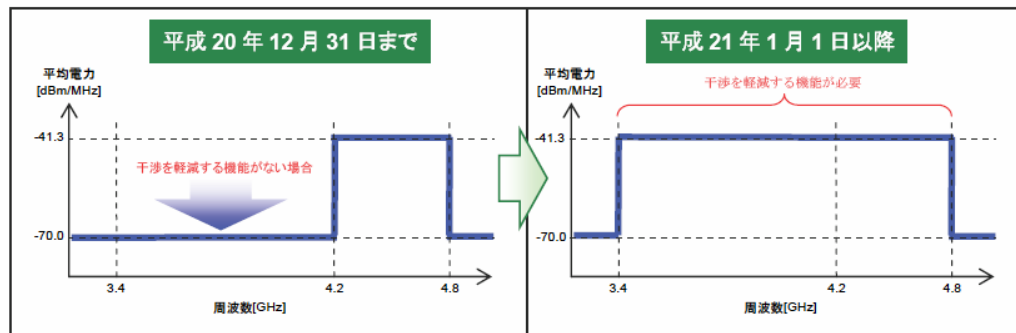
◆干渉を軽減する機能【設備第 49 条の 27 第 9 号】

3.4GHz 以上 4.8GHz 未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムは、平成 20 年 12 月 31 日までの間、干渉を軽減する機能を必要としない。



◆空中線電力【設備第 49 条の 27 第 5 号】

平成 20 年 12 月 31 日までの間、干渉を軽減する機能を有しない場合、3.4GHz 以上 4.2GHz 未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムについては、空中線電力を-70dBm/MHz 以下とする。



※ その他、副次的に発する電波等の限度について類似の経過措置がある。